

## 総務産業常任委員会

平成30年3月30日（金）

午前10時18分開 会

○三鬼（和）委員長 おはようございます。

少し早いのですが、ただいまより総務産業常任委員会を開会いたします。

先ほど本会議で上程されました議案第31号、尾鷲市行政改革推進委員会設置条例の一部改正について、議案第32号、尾鷲市個人情報保護条例の一部改正について当委員会の付託になりましたので、2議案御審査願います。

○加藤市長 おはようございます。

本日は総務産業委員会を開催していただきまして、本当にありがとうございます。

本委員会に付託されております議案につきましては、先ほど委員長のほうから御説明がございました議案第31号、尾鷲市行財政改革推進委員会設置条例の一部改正についてと議案第32号、尾鷲市個人情報保護条例の一部改正についての2議案でございます。

議案の内容につきましては、総務課長から説明いたさせますので、よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○三鬼（和）委員長 審査に入りますが、議案第32号、尾鷲市個人情報保護条例の一部改正につきましては、国民健康保険という所管が市民サービス課ということもありますので、市民サービス課長ほか課長補佐の同席を願っておりますので御了承ください。

○下村総務課長 それでは、今臨時会に提出しております議案について、総務産業常任委員会進行表により御説明させていただきます。

議案書の1ページをごらん願います。

議案第31号、尾鷲市行財政改革推進委員会設置条例の一部改正についてにつきましては、本年1月19日の第1回臨時会において、機構改革に伴う事務分掌条例及び市議会委員会条例の改正の議決をいただいたところではありますが、その際、行政改革に関することを政策調整課に移管することとしました。これに伴い、尾鷲市行財政改革推進委員会設置条例第7条に規定する委員会の庶務を、総務課から政策調整課に改正するものであります。

次に、3ページの議案第32号、尾鷲市個人情報保護条例の一部改正についてにつきましては、さきの定例会において改正を行ったものですが、本年4月1日から、三重県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、市町と共同で運営することとなります。これにより、県においても市町が保有する個人情報について閲覧、点検することとなります。

現在の本市の条例では、通信回線による情報を外部に提供するときは、あらかじめ尾鷲市個人情報保護審査会の意見を聞く必要があり、県、市の双方にとって非効率かつ過大な事務負担となるため、法令等の規定に基づくものであれば審査会の意見聴取を省くことができるようにするものであります。

新旧対照表の2ページをごらん願います。

第10条第5項において、通信回線による電子計算機その他の情報機器の結合により、保有個人情報を実施機関以外のものに提供してはならないの後にただし書きを追加し、(1)に、法令等の規定に基づくとき、(2)に、審査会の意見を聞いた上で、公益上の必要があり、かつ個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が認めるときを追加し、第6項を削除するものであります。

以上で提出議案の説明とさせていただきます。

○三鬼(和)委員長 以上、2議案あわせて説明していただきました。

最初に、議案第31号、尾鷲市行財政改革推進委員会設置条例の一部改正について審査したいと思います。

これらについて御質疑ございましたらお願いいたします。

○奥田委員 1点確認ですけど、議案第31号、総務課を政策調整課に変えるということですよ。僕は、これ、議案が出てきたときに行財政改革推進委員会の中身を変えるのかなと思ったら、担当部署を変える、この変更だけということですけど、何で今ごろ出てくるんですか、これは。機構改革はもう1月の臨時議会でやったと思うんですけど。

○下村総務課長 申しわけございません。この行財政改革推進委員会設置条例になっておりまして、他の委員会等は要綱でなっておりまして、条例で残っていたのはこれだけということで、条例の事務分掌条例を変えただけではだめだということで、今回これを訂正させていただくものであります。

○奥田委員 やっぱりちょっと訂正ということですので、本来、何でこれ、行財政改革、たしか総務課から今の市長公室ですか、この政策調整課のほうに変わるという説明があったと思うんですけど、それならそのときに、これ、変えるべきだっ

たと思うんですけど、ちょっとおくれたということですかね。じゃ、ほかにはもう条例変更はないんですよね、機構改革に伴う。確認……。

○三鬼（和）委員長　　総務課長、この際ですので、この前の機構改革に基づいて変更しなくてはいけないもの等々はないかという確認ですので。

○下村総務課長　　全て、ほとんどが要綱でありました。条例で残っておったのがこれでした。

○三鬼（和）委員長　　他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（和）委員長　　続きまして、議案第32号、尾鷲市個人情報保護条例の一部改正について審査したいと思います。

○小川委員　　個人情報の提供というんですか、県に対しての。これは、国保の部分だけなんですか、まず。

○下村総務課長　　今回の国保運営について県にということございまして、3月に入ってから、県のほうで、こういうレセプト点検等について情報を見せていただきたいが、おたくのほうの条例はどないなっておるのかということで、うちの条例のほうではちょっと厳しくなっておりましたので、今回、法令等に基づくものであれば、県のほうでも見てもよろしいよというふうな条例改正でございます。

○小川委員　　今、レセプトと言われましたけど、診療報酬のあれですか。レセプトのほかにも当てはまるものがあるように思うんですけど、これ、レセプト点検だけなのか。それで、また、県から、情報を提供するに当たってどのような目的で使われるか、多分医療費の削減とか国保税の関係であると思うんですけども、これ、こういった目的なのかということと、あと、もう一点、他市町の対応はどうかということのをちょっとお答えできますか。お願いできますか。

○内山市民サービス課長　　今回、県から示されている利用目的としましては、管内市町による保険給付の適切な実施の確保及び国民健康保険納付金等交付金の適正な交付が図られるよう、広域的、または医療に関する専門的な見地から保険給付の点検、調査を実施することが目的とされております。

提供を求める情報としましては、一つが管内被保険者の氏名、住所、電話番号、生年月日及び性別、二番目が管内被保険者に係る被保険者証の記号番号、三つ目が管内被保険者に係る療養が行われた年月日、四つ目が管内被保険者に係る療養が行われた病院、診療所、薬局、その他のものの名称及び住所、五番目がその他当該市町による保険給付の審査及び支払いに係る情報という5項目が提供を求められてい

る情報でございます。

また、他市町の状況なんですけど、条例改正を行って対応するというふうには聞いております。

○小川委員　最後にしますけど、あと、これによって県からの指導ですか、あるんじゃないかと思うんですけど、そういうのは、重症化予防とかそういうので、保健指導とかが入ってくるんじゃないかとか、そういう情報は入っていないんでしょうか。

○内山市民サービス課長　現在まだ、そこまでの情報は入っておりません。

以上です。

○三鬼（和）委員長　他にございませんか。

ちなみに、これ、市民サービス課長、県の上位法というのかな、県の個人情報を守られるというのは何に当てはまって、関係ないんですか、そういうのは。この担当が……。

○下村総務課長　個人情報保護条例が当然ありますので。

○三鬼（和）委員長　県のか。

○下村総務課長　はい。

○三鬼（和）委員長　他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（和）委員長　ないようでございますので、これで審査を終わりたいと……。

○奥田委員　いつも、この3月末、税制改正に伴う条例変更があると思うんですけど、3月28日かな、参議院を通過して、予算もね。あした官報が公布されるということなんですけど、税制絡みのところの条例変更というのは、もう議会ではやらないということなんですかね。

○下村総務課長　国会のほうが通常どおり進んでおれば、何ら問題なしに臨時議会を開いていただいて条例改正等もできると思うんですけど、ことしのように国会の審議がおくれることがあれば、定かでないもの、上位法の議決、国の議決を得る前に地方自治体が議決を先にとすることはちょっと難しいと思います。

それと、もう一つは、3月31日が平日であれば、国のほうは夜中になっても実施すると思うんですけど、自治体のように31日が土日になる場合はちょっと難しいかなと。

それと、通年議会でやっておられる自治体につきましては、その当日に議案提出

が可能ということで、尾鷲市の場合は、事前に議会運営委員会に諮ってということになりますので、その議会運営委員会にこの議案を出すということを確認できる状態でなければちょっと難しいかなと。今回、14市にお聞きしましたところ、通年議会以外は全て専決でというふうに聞いております。

○奥田委員　くどく言うつもりはないんですけど、最近議会軽視というようなことが多々あるもんでね。これまで、やっぱり専決処分は極力やめましょうよというような中で、たしか4月1日に全協をやったこともあったと思うんですけど、三、四年前じゃなかったかな、それからずっと臨時議会を開きましょうということで臨時会をずっとやってきておるわけでね、税制関係も。これ、もしやろうと思えば、4月2日にでもやれるんじゃないかなと思うんですけど、そういう気はないですか、もう全然。議会改革を尾鷲市もどんどん進めているというような状況の中で、ほかの市はどうでもええですよ、どうでもいいといたらあれですけど、ほかの市はほかの市でええ思うんですわ。ただ、尾鷲市としては、専決は極力やめると、議会の議決をちゃんと、きちっととりましょうよという流れがずっとあるわけですから、4月2日にやるというような選択肢はなかったですか。そこまで議会に、そんなことはせんでもええと、専決でええというような安易な考え方かな。

○三鬼（和）委員長　専決は31日にすることになるのやろう。

○下村総務課長　4月1日施行になりますので、どうしても3月末しか議決をもらう日がないことになります。

○奥田委員　やろうと思えば、私は4月1日に全協をやったこともあるし、やろうと思えば、役所が本当に動き出すのが4月2日やないですか、新年度。新年度の朝にやるというような方法も、僕は選択肢があるんじゃないかなという気がしたんですけど、そんな考えはもうないですね。もう専決でええと、これまでも専決はやめましょうという話で来ていましたけど、今回は専決でええというような話なんか。ちょっと僕は納得がいかないんですけどね、安易に専決やと言われることが。これまでの議論は何だったのかなと。特に最近、さっきも言ったけど議会軽視のことが多くて、これもまた議会軽視するんかいという気がしてならんのですよ、私。そこまで言うようなことじゃないのかな。

○三鬼（和）委員長　奥田委員、専決で行ったときは、慣例上、専決を行いましたという全協で報告をもらっておったということで、その専決に関しては、直近の定例会で本式な報告になるんですけど、これまでは全協で、専決で扱うという報告を受けておったということで、今回は、年度末が旗日になるということでその日に

できないということで、議運の中で、専決でやりますよと、扱いますと言ったのがそのことです。その後、その説明を受けるかどうかは、文書等はもらえるでしょうけど、本格的には次の開催の定例会で承認するという形になります。いいですか。ちょっと審査とはあれしてきますので。

それでは、執行部、御苦労さまでございました。

それでは、付託されました議案について採決を行いたいと思います。

議案第31号、尾鷲市行政改革推進委員会設置条例の一部改正について可決すべきとする者の挙手、お願いいたします。

(挙 手 全 員)

○三鬼（和）委員長 挙手全員、挙手全員でございます。

続きまして、議案第32号、尾鷲市個人情報保護条例の一部改正について可決すべきとする者の挙手、お願いします。

(挙 手 全 員)

○三鬼（和）委員長 挙手全員、挙手全員でございます。

以上、2議案について審査、採決していただきました。

総務常任委員会を閉じたいと思います。御苦労さまでございました。

(午前10時35分 閉会)